政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン <概要>

世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月閣議決定、平成26年6月改定)に基づき、情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等を定める「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」を新たに策定

主なポイント

原則全ての政府情報システムに適用

従前の業務・システム最適化指針(ガイドライン)等は、適用対象を特定の行政分野の情報システムに限定。 新ガイドラインでは、原則全ての政府情報システムを対象とし、その整備・管理の共通ルールを設定

工程レビュー等の新たなプロジェクト管理を導入

従前のシステム整備では、達成目標が不明確なままシステムの要件定義が散見。また、情報システムの設計・開発工程で遅延・停滞を生ずるプロジェクトが一部発生。新ガイドラインでは、その防止のため、プロジェクト計画書等の策定のほか、重要プロジェクトでの工程レビュー(※)など、新たなプロジェクト管理を導入

※ 情報システムの担当者による自己点検、府省内の統括組織によるレビュー、内閣官房による指導等からなる3段階のレビュー作業。

分離調達の見直し

新ガイドラインでは、合理的な調達の基本単位の考え方を明示するとともに、過去促進していた情報システム 設計・開発工程における分離調達を見直し、過度な分離調達を抑制

資産管理等のルーチン化

従前、府省ごとに作成する情報資産台帳によっていた資産管理を、新ガイドラインでは、政府情報システム管理データベース(ODB)を活用し、全政府共通のDB化。管理の実施に差異があった開発・運用過程の実績情報を標準化し、予算・契約情報と合わせて情報管理をルーチン化。また、DBによる情報集約により政府CIOを中心としたITガバナンスを強化

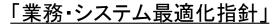
実務手引書

ガイドラインの記述内容の詳細な解説、過去の失敗事例に基づく留意点、プロジェクト管理のノウハウ等を実務手引書として作成(平成27年度からの新ガイドラインの全面適用にあわせて、年度内作成予定)

参考1:本ガイドラインの整備と指針等の関係

本ガイドラインは、従前の各指針等を一つの体系に整理。平成27年4月1日から適用。

平成27年4月1日



(2006年(平成18年)3月31日(各府省 情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

「情報システムに係る政府調達の基本指針」

(2007年(平成19年)3月1日各府省 情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

「行政機関におけるIT人材の育成・確保指針」

(2007年(平成19年)4月13日各府省 情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

「電子政府ユーザビリティガイドライン」

(2009年(平成21年)7月1日各府省 情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) テーマごとに作成された指針等について、 ガイドラインとして一つの体系に整理

政府情報システムの整備及び 管理に関する標準ガイドライン

※ 以上を根拠に作成された実務参考資料も対象

参考2:政府情報システム管理データベース(ODB)

政府情報システム管理データベース(ODB)を活用し、資産情報をDB化するとともに、開発・運用過程の実績情報を標準化し、予算・契約情報と合わせて情報管理をルーチン化。また、DBによる情報集約により政府CIO、各府省CIOを中心としたITガバナンスを強化

